

鎌ヶ谷市公共下水道に関するQ & A

最終更新日:2023年9月

掲載されていない事項のご質問は、お手数ですが下記までお願いします。

都市建設部下水道課

- ・水洗普及係(宅内工事、使用料、受益者負担金など)
TEL 047-445-1483(直通)
- ・計画業務係(整備計画など)
TEL 047-445-1474(直通)
- ・建設係 (本管工事など)
TEL 047-445-1486(直通)

このQ&Aとは別にパンフレット『CleanCity, CleanLife』があります。
併せてご覧下さい。

第1章	そもそも下水道とは	・・・	p.2
第2章	下水道(本管・道路上)工事について	・・・	p.5
第3章	私道の公共下水道整備について	・・・	p.6
第4章	宅内配管(自分の家)工事について	・・・	p.7
第5章	公共下水道受益者負担金について	・・・	p.8
第6章	公共下水道使用料について	・・・	p.9
第7章	トラブルについて	・・・	p.10
第8章	その他	・・・	p.11

第1章 そもそも下水道とは？

Q1-1 下水道って何？

皆様が飲む水を上水（じょうすい）というのに対して、生活から排出される、生活雑排水（トイレ、お風呂、洗面所、台所からでる汚水）と空から降る雨（雨水・うすい）を総称して下水といいます。

Q1-2 公共下水道って何？

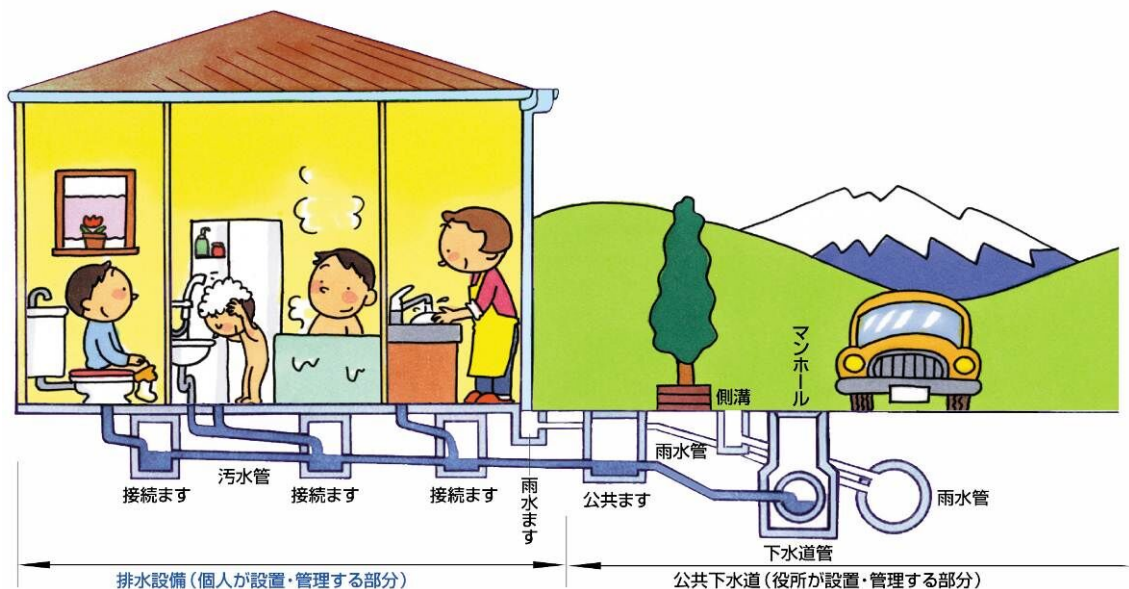
下水をすみやかに排除し、また下水のうち汚水はきれいに浄化して河川や海に放流するための施設を公共下水道といいます。

Q1-3 公共下水道施設ってどんなものがありますか？

各おうちから下水を流すための管（パイプ）、つまった時などに管理するためのます（マンホール）があります。こういった施設は、通常道路の下に埋められています。

ガス、水道、電話、電力などの線（あるいは管）などを合わせて「ライフライン」といっています。

最終的には下水（汚水）をきれいに浄化するための終末処理場があります。



Q1-4 下水道で分流式とはなに？

下水は雨水と汚水があります。それぞれ別々の施設（管やマンホールなど）で流し処理する方式を分流式といいます。

これに対して雨水と汚水を一緒の施設で流し処理する方式を合流式といいます。なお、鎌ヶ谷市では、分流式で行っております。

Q1-5 鎌ヶ谷市の公共下水道整備はどのくらい進んでいるの？

鎌ヶ谷市では分流式のうち、汚水の整備を先行して実施しております。令和4年度末で汚水普及率は70.84%です。毎年少しずつ整備（工事）を行っております。

Q1-6 私の住んでいる所に公共下水道が整備されているかわかりません。どうしたらわかりますか？

下水道課水洗普及係までお問い合わせください。

Q1-7 公共下水道につながれていない汚水はどうなっているのですか？

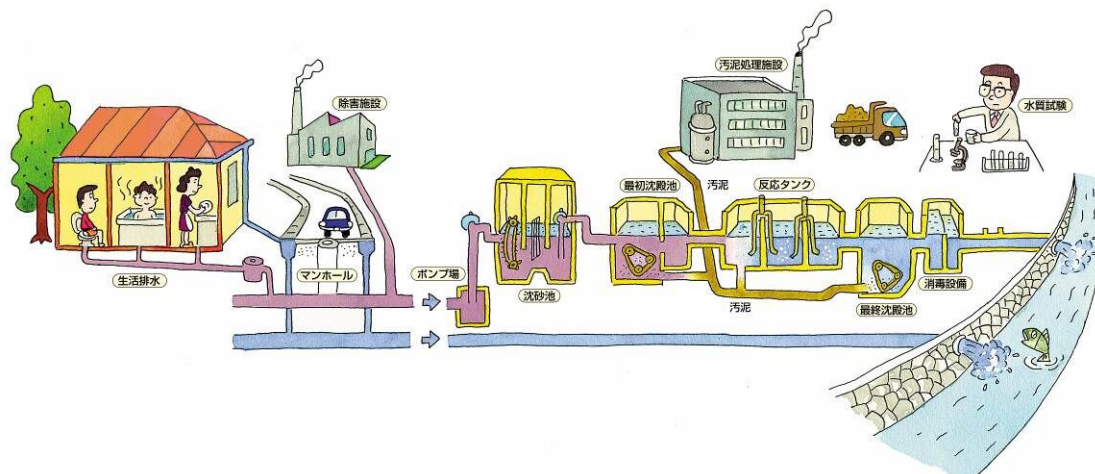
公共下水道につながれていない所では、次の3つの方法で汚水を処理しています。

- (1) くみ取り方式
- (2) 単独浄化槽方式
- (3) 合併浄化槽方式

公共下水道は、汚水すべてを終末処理場できれいにして海や河川に流します。合併浄化槽よりきれいにして放流しています。

Q1-8 終末処理場では、どうやって汚水をきれいに行しているのですか？

複雑な工程ですが、簡単にいいますと汚水を何回か沈殿させて異物を取り除きます。さらに細かい異物は微生物が分解します。最後に塩素で滅菌して放流します。



Q1-9 公共下水道では処理場で汚水をどれくらいきれいに行しているのですか？

放流水質を表す指標を BOD といいます。合併浄化槽の場合は BOD 20mg/L 以下、公共下水道の場合は BOD 2mg/L 以下で、川や海の生物に負担がない水質まできれいに行して放流します。

Q1-10 鎌ヶ谷市の公共下水道の汚水はどこに行しているのですか？

各宅地の汚水は道路下に埋設されている管きよの中を流れ、最後は終末処理場できれいに行して川や海に放流されます。

鎌ヶ谷市は、周辺の地域と比べ高台に位置しており、公共下水道の汚水はそれぞれ 3 つの方向（手賀沼、印旛沼、江戸川）に流れます。

ですので、鎌ヶ谷市域を 3 つの流域において公共下水道の整備を行っています。

複数の市の汚水をきれいに行している終末処理場は手賀沼（我孫子市他）、印旛沼（千葉市）、江戸川左岸（市川市）の 3 カ所にあります。処理場は千葉県で管理しています。

Q1-11 公共下水道台帳は閲覧できますか？

公共下水道台帳は、公共下水道が整備された箇所の平面図のことで、

下水道課で閲覧できますが、工事が完成して間もない箇所については、台帳に反映されていない場合があります。

第2章 下水道(本管・道路上)工事について

Q2-1 どうやって管を埋設するのですか？

道路状況や本管埋設深さなどで方法が違います。
本管を埋設するために必要な範囲を重機で掘削する方法（開削工法）と、要所毎に立坑を設置し、その立坑間をモグラのように掘削する方法（推進工法）があります。

Q2-2 何時から何時まで工事をするのですか？

日曜日と祝休日を除く 9時から 17時までを基本としております。
なお、交通量が多い道路では夜間に実施する場合があります。
工事実施の際、沿線にお住まいの方には事前にチラシ等でお知らせいたします。

Q2-3 工事中の道路は通れないのですか？

工事を行う道路状況によります。
通常の市道では「車両通行止め、歩行者等通行可能」となります。
国道や県道などの広い通りや、逆に狭い通りはその状況に応じて規制いたします。



Q2-4 工事中の自宅から自動車での出入りはできませんか？

工事箇所は毎日少しずつ移動します。各宅の自動車の出入りに支障が出る場合には事前に調整いたします。

Q2-5 市が工事するのはどこまでですか？

道路（私道を含む）内に管及びマンホールを埋設します。
また、各宅地に道路境界から 1m 以内の位置に公共汚水ますを 1 個設置します。ここまで維持管理も市で行います。

Q2-6 公共汚水ますはどの位置にしたらよいですか？

建物や土地の所有者などの皆様でお決めいただくこととなります。
また、市指定業者に宅内配管工事の見積もりをお願いする時に併せて設置位置についても相談していただくことも可能です。

Q2-7 公共下水道の工事なのに、なぜ水道管やガス管の工事をするのですか？

道路には、ガスや水道管などのライフラインが埋設されております。
新たに下水道管を埋設するのに、これらの施設が支障となる場合には、事前にガスや水道管を移設する工事を実施します。
また、埋設状況によっては、下水道管の埋設工事後に再度水道管を移設する工事を行う場合があります。

第3章 私道の公共下水道整備について

Q3-1 私道に公共下水道管を埋設することはできますか？

要綱に基づき一定条件を備えている場合には、申請により市で公共下水道を整備します。なお、土地所有者全員の承諾が必要となります。
詳しくは、下水道課水洗普及係までご相談ください。

Q3-2 どういう手続きが必要ですか？

申請にあたり、市役所との連絡役となる代表者を決めていただきます。
その上で市から代表者へ説明いたします。

Q3-3 申請したらすぐ工事してくれますか？

工事費の予算化を行ってからの整備となります。
整備時期が決定したら代表者に通知いたします。

第4章 宅内配管(自分の家)工事について

Q4-1 宅内配管とは何ですか？

市が施工する公共汚水ます（宅地内に道路境界 1m 以内に設置）から上流の宅地内の配管です。

今までお使いの浄化槽等の排水から、公共下水道へ接続替えを行うための工事です。

Q4-2 宅内配管工事は市で行わないのですか？

宅内配管はお住まいの家屋等の敷地内の配管ですので、ご自身で市指定業者に発注（自費）となります。

Q4-3 いつから工事できますか？

お住まいのお家の前面道路に公共下水道が整備されると、市から「公共下水道供用開始のお知らせ」通知が届きます。届きましたら宅内配管業者に工事をお願いしてください。

Q4-4 施工する業者は決まっていますか？

市指定業者よりお選びください。指定業者以外の方が工事を行うことは違反となります。業者一覧表は市ホームページに掲載しております。また、下水道課でもリストをご用意しております。

Q4-5 いつまでに宅内配管工事(公共下水道への接続)をしなければいけないのですか？

市ではくみ取りの場合は 3 年以内、浄化槽をお使いの方は、すみやかな接続をお願いしています。

Q4-6 既存の宅内配管をそのまま使うことはできますか？

状況によっては再利用できます。宅内配管業者に着手前にご相談ください。業者が市に協議や調査のうえ、再利用が可能か市にて判断いたします。

Q4-7 宅内配管工事はどれくらいの費用がかかるのですか？

各お宅によって個人差がありますが、おおむね 20～30 万円です。お手数ですがご自身で市指定業者に見積もりをもらいご検討下さい。

第5章 公共下水道受益者負担金について

Q5-1 受益者負担金とは何ですか？

公共下水道建設にかかる費用の一部を、公共下水道をお使いいただけるようになった土地の所有者にご負担いただくものです。

Q5-2 負担金はいくらかかるのですか？

公共下水道をお使いいただけるようになった「土地の面積×負担単価」となります。ご負担いただく単価は、下水道課水洗普及係にお問い合わせください。

Q5-3 負担金は毎年、ずっとかかるのですか？

ご負担は 1 回限りです。10 回分割（年 2 回、5 年間）でご納付いただいております

（例）負担金総額 85,000 円の場合
8,500 円×10 回（6 月と 12 月）

Q5-4 負担金はいつからかかるのですか？

公共下水道（汚水）をお使いいただけるようになった次の年度からです。なお、年度末に工事が完了する場合は、翌々年度にかかる場合がございます。

Q5-5 負担金を一括で払うことはできますか？

できます。お申し出いただければ、一括の納付書を発行いたします。

Q5-6 負担金はどうやって支払うのですか？

毎年6月に納付書を送付いたします。銀行等でお支払い下さい。コンビニエンスストアでの納付はできません。なお、納期限にご注意下さい。

Q5-7 負担金の口座引き落としはできますか？

申請をいただければ可能です。
ただし、最初の1回目の支払いは口座引き落としができないため、お手数ですが銀行等でお支払いください。

Q5-8 道路(私道)を所有しています。負担金がかかるのですか？

道路部分には負担金はかかりません。
なお、免除に関しては、ご負担いただく最初の年の4月に、お持ちの地番、地目、地積などを記入した「下水道事業受益者申告書」を土地所有者様宛に送付します。ご確認の上、期日までに市に申告していただくことになります。

Q5-9 負担金を支払っている途中で、土地の所有者(あるいは住所など)が変わったのですが、手続はどうしたら良いですか？

お手数ですが、所定の様式で市に申請していただきます。申請していただかないと、旧所有者や旧住所に納付書が送られてしまいます。

第6章 公共下水道使用料について

Q6-1 使用料はどうしてかかるのですか？

下水(汚水)をきれいな水に戻すため、また、管きよの維持管理の費用の一部を公共下水道使用者の方にご負担いただくものです。

Q6-2 使用料はどうやって算定しているのですか？

水道水をご使用されている場合は、水道の使用水量に基づいて算定しています。また、井戸水等をご使用されている場合には、使用人員等により算定しています。

Q6-3 使用料はどのくらいかかるのですか？

使用水量に応じた料金を原則2ヶ月ごとにお支払いいただきます。

Q6-4 井戸水を使っているのですが、下水道使用料はどうなりますか？

井戸水のみをご使用されている場合は、1人1ヶ月6m³と認定し使用料を算出します。

また、井戸水と水道水を併用されている場合は、井戸水の使用水量は1人1ヶ月3m³を使用したものと認定し、水道水の使用水量に加えて得られた水量を使用水量と認定し使用料を算出します。

Q6-5 庭にまく水も下水道使用料がかかるのですか？

使用水のほとんどが下水道管に流れること、また、正確に汚水排出量の測定をすることが技術的に困難であることから、水道の使用水量を汚水排出量とすると定めています。したがって、下水道に流れない庭の撒水なども含め汚水排出量とみなされ料金計算します。

Q6-6 引っ越しした場合、手続きはどうすれば良いですか？

引越される前、あるいは引越された先で公共下水道をご使用の場合、届出が必要になります。転居手続などで市役所に来庁された際、下水道課へお立ち寄り下さい。

Q6-7 使用料の支払い方法を教えてください。

千葉県企業局の水道料金取扱い金融機関（主な銀行や郵便局）での窓口払いや口座引き落としの他、コンビニエンスストアでのお支払いもできます。

口座引き落としを希望される際は、千葉県企業局県水お客様センター（TEL：0570-001245【ナビダイヤル】）までご連絡をお願いします。

第7章 トラブルについて

Q7-1 道路上のマンホールのふたががたついて振動、騒音がします。

マンホールのふたの管理は、県や市、ガス会社、企業局水道部などさまざまです。

ふたをご覧いただき、管理者が分かる場合は管理者に問い合わせてください。

なお、公共下水道のふたは下水道課へ、雑排水のふたは道路河川管理課へお問合せください。

Q7-2 宅地内の下水配管がつまって汚水があふれています。

宅地内の配管は、各お宅の管理となります。お手数ですがご自身で業者にご相談下さい。自費となります。

**Q7-3 宅地内の公共汚水ますが家の建て替え等で邪魔になります。
市で移設してくれますか？**

公共下水道の宅地内の公共汚水ますは、土地所有者様の承諾をいただき市（公費）で宅地内に1カ所設置したものです。建て替え等で移設する場合は自己都合（自費）となります。なお、市に所定の書類の提出が必要となります。

第8章 その他

Q8-1 マンホールはなぜ必要なのですか？

公共下水道管は汚水をそのまま流しているため、長期間使用していると詰まりや、場合によってはヒビなどの損傷が生じる場合があります。

管内の清掃やカメラなどでの点検を行う必要があります。そのため人が入り維持管理の作業を行うためマンホールが必要となります。

一般的なマンホールの内径は直径90cmです（1号マンホール）

Q8-2 鎌ヶ谷市のマンホールのふたはどんなデザインですか？

平成4年度より鎌ヶ谷市独自のデザインのふたを使用しています。

1本の木を上から見た抽象的な柄で、鎌ヶ谷市が「緑とふれあいのあるふるさと」で、これからもすくすくと成長するイメージです。

また、きれいで緑豊かなまちを目指して、「I ♥ CLEAN・KAMAGAYA, I ♥ GREEN・KAMAGAYA」と明記しました。

なお、カラーのふたもごさいます。



【カラーのふた】

また、平成 24 年度から「かまがや盛り上げ隊（鎌ヶ谷を代表する大仏などのキャラクター）」デザインのふたを設置しております。



【かまがや盛り上げ隊デザインふた（道野辺中央 2 丁目）】

鎌ヶ谷市の公共下水道のふたの表面には、平成 23 年度より、管理番号（黄色のプラスチック、最大 7 桁、キャラクターふたにはありません）を付けています。

また、鎌ヶ谷市は分流式ですので「おすい」「あめ」の表示があります。

Q8- 3 公共下水道に流してはいけないものはありますか？

公共下水道に流した汚水は管きよを流れ、最後は終末処理場で処理することから流してはいけないものがあります。宅内配管や管きよがつまる原因にもなります。ご理解ご協力をお願いします。

【流してはいけないもの】

- 台所 : 野菜くず、残飯、天ぷら油
- トイレ : 水に溶けない紙、紙おむつ、たばこ、ガム、ビニール
- お風呂 : 髪の毛
- マンホール : アルコール、ガソリン、ごみ、土砂など

Q8- 4 公共下水道が整備されてかかる費用は何ですか？

次の 3 点があります。

- (1) 受益者負担金…第 5 章
- (2) 宅内配管工事…第 4 章
- (3) 下水道使用料…第 6 章

詳しくは各章をご覧ください。